

広島県公営企業管理規程第一号

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県公営企業管理者 中 村 博

広島県公営企業組織規程の一部を改正する規程

広島県公営企業組織規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項を削る。

第五十四条第二項中「事務吏員をもつて充て」を削り、同条第三項中「技術吏員をもつて充て」を削る。

別表第一号の表調整監の項の次に次のように加える。

事業調整 監	室	上司の命を受け、所定の事業の調整に関する事務を総括及び整理する。	必要に応じ置く。
-----------	---	----------------------------------	----------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。